その他告示

○国土交通省告示第三百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第五十九条第二号の二から第二号の四まで、第三号の二、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第三十二号から第三十八号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号	平成十二年六月十六日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第五十九条第二号の二から第二号の四まで、第三号の二、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第三十二号から第三十八号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日
（略）					